

## 甲府市木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震診断に関する知識の普及を図るとともに耐震診断の実施を促進するため、既存木造住宅の耐震診断事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会の受講終了者をいう。
- (2) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来工法（軸組工法・伝統工法）で建築されたものをいう。
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。
  - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
  - イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (4) 総合評点（Iw） 木造住宅耐震診断による総合評点をいう。

### (対象建築物)

第3 事業の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内にある既存木造住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既にこの要綱に基づき耐震診断を実施したものは除く。

- (1) 個人が所有する住宅で、所有者若しくは所有者の親族（3親等以内）が居住しているもの又はこれから居住するもの
- (2) 2階建て以下のもの
- (3) 延べ面積300平方メートル以下のもの
- (4) 専用住宅又は併用住宅で住宅部分の面積が過半のもの
- (5) 借家、長屋及び共同住宅以外のもの

### (実施内容)

第4 市長は、対象建築物の所有者が耐震診断を受けようとする場合に、耐震診断技術者を派遣して、耐震診断を実施する。

- 2 前項の場合において、総合評点が1.0未満のものについては、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 耐震改修工事費の概算見積書の作成
  - (2) 耐震診断結果及び耐震改修工事概要の所有者への説明
  - (3) 耐震改修工事実績業者の案内
- 3 前項に係る費用については、市の負担とする。
- (申込手続き)

第5 対象建築物の所有者で耐震診断を受けようとする者は、甲府市木造住宅耐震診断申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

(耐震診断の決定)

第6 市長は、申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断を行うことを決定したときは、甲府市木造住宅耐震診断実施（可否）決定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断を行わないと決定したときは、その理由を付して、同項の通知書により当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により通知した事項に変更が生じたときは、当該変更事項を甲府市木造住宅耐震診断実施変更通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、当該耐震診断の実施について条件を付すことができる。

(耐震診断の決定の取消し)

第7 市長は、耐震診断の実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 事実と異なる申込み、その他の不正の行為により耐震診断の実施決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断の取止め)

第8 第6第1項の通知を受けた者は、事情により耐震診断を取り止めようとするときは、その理由を明らかにし、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(費用の請求)

第9 市長は、第7の規定により耐震診断の実施を取り消した場合において、当該取り消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断に要した費用に相当する額の返還を請求することができる。

(対象建築物に関する指導)

第10 市長は、耐震診断を受けた者に対して、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成32年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし同日までに耐震診断実施の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。